

平成 20 年度第 3 回太子町保健福祉審議会議事録

日時：平成 21 年 2 月 18 日（水）午後 1 時 30 分～2 時 30 分

場所：太子町役場 委員会室

平成20年度第3回太子町保健福祉審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日時：平成21年2月18日（水）

開会：午後1時30分

閉会：午後2時30分

場所：太子町役場2階 委員会室

2. 審議事項

「太子町障害福祉計画(第2期)」の策定について

「老人福祉計画(第5次)・第4期介護保険事業計画」について

地域包括支援センター事業報告について

3. 委員の出席・欠席者

出席委員：富岡 末一 龍田 孝夫 龍田 晃 小野 英子
 三木 玲子 横山 郁子 高島 良平 有野 和枝

欠席委員：森澤 英一 篠 豊美 奥田 重信

4. 事務局及び説明員

事務局：生活福祉部長 丸尾 満 社会福祉課副課長 宗野 祐幸 主査 山崎 将

町出席者：町長 首藤 正弘

町説明員：さわやか健康課長 上田 眞也 副課長 森澤 俊明 係長 杉原 勝由
 社会福祉課長 神南 隆司 主査 八木 幸司

5. 審議会経過及び結果

別紙にて記載する。

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

会長が三木玲子委員と横山郁子委員を指名

3. 審議事項

(1) 「太子町障害福祉計画（第2期）」について

議 長：「太子町障害福祉計画（第2期）の策定」について、前回に引き続いて審議に入りますが、説明員より補足説明があれば説明をお願いします。

事 務 局：特に補足説明はありません。

議 長：これより質疑を行います。質疑やご意見はございませんか。

委員全員：意見なし

議 長：前回で質問も出尽くし、ご発言がないようなので、これで質疑を終わります。
それでは、本案につきまして、皆様にお諮りいたします。「太子町障害福祉計画（第2期）の策定」につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員全員：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。本案につきましては、原案のとおり承認することに決しました。
この後、答申を行うにあたり答申案の作成につきましては、議長にご一任願いたいと思います。ご異議ございませんか。

委員全員：異議なし。

議 長：ここで説明員が交代いたします。

(2) 「老人福祉計画（第5次）・第4期介護保険事業計画」について

議 長：「老人福祉計画（第5次）・第4期介護保険事業計画」について補足説明があれば説明をお願いします。

事 務 局：「老人福祉計画（第5次）・第4期介護保険事業計画」（案）について補足説明

議 長：ただ今補足説明がございましたが、この件につきまして、質疑を行いたいと思いますので、質疑あるいはご意見がございましたら、よろしくをお願いします。
どなたか、ございませんか。ご質問なり、ご意見が、ございませんか。何でも結構なんで。

委員全員：意見なし

議 長：前回で質問も出尽くし、ご発言がないようなので、これで質疑を終わります。
それでは、本案につきましては、皆様にお諮りいたします。「老人福祉計画(第5次)・第4期介護保険事業計画」につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員全員：異議なし。

議 長：ありがとうございます。異議なしと認めます。本案につきましては、原案のとおり承認することを決しました。この後、答申を行うにあたり答申案の作成につきましては、議長にご一任願いたいと思います。ご異議ございませんか。

委員全員：異議なし。

議 長：異議なしということで、異議なしと認めます。原案のとおりとすることで、後ほど一括して答申します。

(3) 地域包括支援センター事業報告について

議 長：地域包括支援センター事業報告について説明をお願いします。

事務局：地域包括支援センター事業報告について説明

議 長：どうもありがとうございました。ただ今、地域包括支援センター事業報告ということで、報告がありましたが、この中で何か質疑とかご意見がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

横山委員：特定高齢者の指定は医師の総合判定を受けないとならないとなつてんでしょうか。

事務局：20年度から変わっておりまして、必ず医師の総合判定の結果に基づくと変わっております。

小野委員：私ぜんぜん無知なんですけども、直営と言うのが二つしかないということなんですよね。聖園とまほろばですか。(他の委員より指摘を受け)直営とは言わないですかね。

事務局：ランチということですね。

小野委員：そのランチの数が二つということで、これは他府県というか、他のところと比べて対象人数に対して充分対応できる数なのか、こうゆう数は、きっと増やしていかないかん状況かと思うんですけど、他の状況からしたら、この2というのは適切な数字なのか、もうちょっと、太子町はすごいきついと言うんですか、数が少ない方になるのか、どうなんでしょうかね。

事務局：ご説明させていただきます。まず、直営と言うことにつきましては、地域包括支援センター本体というふうに考えていただきまして、それが一か所でございます。ランチと言うのは総合相談窓口で、そこで相談を受けた内容をそこで解決するのではなく、

本体に繋ぐという機能でございます。

小野委員：受付という感じですかね。

事務局：そうです。それで、ブランチの数でございますが、以前ですね、在宅介護支援センターの設置について国の方からは、中学校区に一つずつというような話がありました。

小野委員：基準を充たしているという事ですね。

事務局：そうですね。そこはクリアしているということですね。

龍田(孝)委員：特定高齢者の認定なんですけども、だいたい、町ぐるみ健診で認定される場合が多いんですか。他に相談に来られて、それで医師と相談して認定されるとか、どういうケースがあるんですか。

事務局：ご説明させていただきます。おっしゃるとおり、今、名称が町ぐるみ健診から総合健診と変わっておりますが、その同時実施での数が圧倒的に多ございます。また、たつの市・揖保郡医師会、または姫路市医師会診療所でも個別健診においてでの把握というものも若干ございます。今、総合判定を行うにあたり、心電図、貧血、血清アルブミン検査といった医療行為がございますので、医療機関でないと出来ないということでございます。今後につきましては、基本チェックリストで引っかかった人を次年度計画しているのは、さらに単独で検査を行っていただき、総合判定をしていただくということを協議している最中でございます。

議長：他の方で何か、ご質問はありませんか。これだけは聞いておきたいと言うことはありませんか。

龍田(孝)委員：歯科医師が介入と言うんですか、総合判定に歯科医師が関わることは少ないですか。医師だけという形になっているんですか。

事務局：心電図、貧血、血清アルブミン検査という内容からいたしまして、歯科医師の関与がないのが今の現状でございます。

龍田(孝)委員：反復唾液嚥下テストを行いますよね。そういう時に嚥下障害、嚥下しにくい、まあ口の中の領域のことですね。だから歯科医師も関与されているのかなと、ちょっと憶測なんですけど。医師だけということですね。

事務局：総合判定は医師だけということです。

龍田(孝)委員：はい、分かりました。

横山委員：3番の相談内容のところなんですけど、介護予防支援の相談というのはどういうので、20年度は上がったんですけれど。内容が分からないんですけれど。

事務局：ご説明させていただきます。介護認定で要支援1、要支援2と判定された方の介護予防支援というものでして、ケアマネジメント、プランをたてたりをするということを含んでおります。なおかつ委託も可能なんですが、最初の契約は地域包括支援センター本体のほうが行わなければなりませんので、必ず我々職員が出向いている関係で数が増えているということです。

介護予防という文言が大きく分けると二に分けられます。一つはですね、今言いました介護保険で認定されたんだけど、軽るめといわれる要支援1、要支援2の方が介護保険のサービスを利用するんだけど、それも介護予防サービスという名称になっているんですね。また、介護認定まで行かないんだけど一歩手前の人の事業として介護予防事業というふうに表現されておまして、ここらへんが似かよっているんで混乱をされることがあります。今回の介護予防支援というものは、介護認定で要支援1、2と認定受けた方を対象にしているんだというもので、例えばデイサービスとかを使って、その中で少し訓練をしていただこうというようなプランをたてたりすることを含んでおります。以上です。

議長：ただ今の説明で分かりますか。

横山委員：はい、分かりました。

議長：他の方で何かありましたら。

龍田(孝)委員：もう一つお願いしたいんですけども。特定高齢者の認定なんですけども、基本チェックリストが資料3にありますよね。この中の「はい」がどれくらいあれば認定というか、チェックリストだけじゃないと思うんですが、チェックリストが主な判定基準になるんでしょうか。まあ、総合判定なんで、他の心電図とか血清アルブミン検査とかあると思うんですが、やっぱり、チェックリストが主な判定基準になるんでしょうか。そこらへんをお伺いしたいんですが。

事務局：資料3の基本チェックリストの解答欄をご覧いただきたいと思います。「はい」「いいえ」のどちらかに「○」をお付け下さいと書いてあるんですが、よく見ていただきますと「はい」のなかに「0」または「1」があり、全てが「0」というわけではありませんが、下の方には「1」もあります。実は、その「1」の数字があるものの点数が何点あるかといったことを判定するものでございます。詳細について、口頭では述べにくいものですから、まず、そういうところを押さえていただきまして、次にこれは第1関門として、これで引っかかった人を特定高齢者候補者としています。

龍田(孝)委員：引っかかったというのはどれくらいで引っかかるんですか。

事務局：基準がございまして、例えばですね、6から10番ですね、この五つは運動機能についての項目でして、このうち3点以上が全員引っかかるという基準がございまして、そのような基準がそれぞれこまごまとございます。次に医療機関のほうで検査していただいて医師の総合判定していただくというようなところでございます。

龍田(孝)委員：分かりました。

議 長：他の方で何か、ございましたら。ございませんか。無いようですんで、これで質疑を終わりたいと思うんですが、どうでしょうか。

委員全員：（うなづく）

議 長：地域包括支援センター事業報告については、委員の皆さんよりいただいたご意見を21年度の事業に参考にしてくださいということで、よろしく願いをしたいと思います。
これで全ての審議が終了しました。それでは、事務局と答申案を作成いたしますので、ここでしばらく休憩させていただきます。

（休 憩）

4. 答申

議 長：ここで、審議会を再開いたします。本案につきまして、答申案を作成いたしましたので、事務局職員より配付させます。
お手元に配付しました答申案をご一読願います。

委員全員：（各委員が内容を確認）

議 長：只今、ご確認いただいた答申案につきまして、ご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

委員全員：意見なし。

議 長：ご意見がないようですので、皆様にお諮りいたします。
「太子町障害福祉計画（第2期）の策定」及び「老人福祉計画（第5次）・第4期介護保険事業計画」につきましては、お手元に配付しました案によりまして、町長に答申することにご異議ございませんか。

委員全員：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。それでは、答申書に押印して、答申をさせていただきます。

（町長が委員会室入室）

議 長：それでは、町長より諮問を受けました「太子町障害福祉計画（第2期）の策定」及び「老人福祉計画（第5次）・第4期介護保険事業計画」につきまして答申を申し上げます。

（答申書朗読の上町長に手渡し）

町 長：町長から御礼の挨拶。

議 長：本日、予定しておりました案件が終了いたしましたので、これで、本日の審議
会を閉会します。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成21年2月23日

署名委員

三木 玲子 

横山 郁子 